

令和6年12月定例会一般質問

通告3

質問 太陽光発電の運用実態の把握について

答弁 景観と環境へ十分留意し協議します

4番 ながぶち 長 渕 ゆたか 豊 議員

【質問：長 渕 豊 議員】

4番、長渕豊です。私は太陽光発電に対する本町の関わりということで、ちょっと多岐にわたるものですから、二つの質問に分かれてということになります。

一つ目は、太陽光発電の運用の実態の把握についてと、もう一つは太陽光発電が環境に与える影響ということの二つに分かれております。

太陽光発電は再生可能エネルギーとして国を挙げて取組が加速していますが、そのことが本町に与える影響が良いものなのか悪いものなのか、私はちょっと今、最近判断するのに迷いが生じています。

太陽光発電の現状は悪い事例として、パネルに含まれるヒ素、カドミウム、鉛、セレンなどの猛毒物質が含まれていることから、環境汚染問題が挙げられます。また、中国においてソーラーパネル製造業者の業績が、今まさに厳しい状況に追い込まれていると聞いており、製造コスト削減の影響を受け、本当に安心安全な持続可能性のある機器が設置されているのか、そのことで町民の不安の声を聞きます。

まず、当町に設置されている太陽光発電の運用実態につきましてお聞きします。

事業開始の流れとしては、不動産業者が土地を購入し事業者に売買していますが、転売や契約トラブル、さらに故障や災害による破損後に復旧されていない事例も発生しています。設置されたパネルの製造年や有毒物質の含有量、適切なリサイクルの実施など、これらの課題に対する基準である日本産業規格 J I S C 8 9 9 2 などの試験結果及びメンテナンス体制の把握はなされているのでしょうかということです。

そしてもう一つは、太陽光発電が環境に与える影響についてお聞きします。

設置敷地内に河川がある場合の許可申請において、林地開発許可の前提となる河川協議はどのように行われているのでしょうかということです。



また、敷地が広大な場合、雨水の処理については側溝を整備し対応しているようですが、直接河川に流入しない対策も必要ではないかと思っています。法律的には問題ないのかもしれませんが、例えば小規模ラグーンの設置を義務づけ、ため水汚染の有無の測定など、目に見える形で安心を確認できる方法もあるのではないのでしょうか。

太陽光発電事業者は 30 年という長いスパンで計画しています。不測の事態に対応するため事業者における適切な整備は当然として、本町の景観を守り、後世に本町の大自然を残す観点からも、行政として対応が求められていると思いますが、町長の意見をお聞かせください。

【答弁：町民生活部長】

長渕議員御質問の太陽光発電の運用実態の把握について御答弁申し上げます。

2012 年 7 月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき、固定価格買取制度、いわゆる F I T が創設されて以来、我が国の再生可能エネルギーの導入は着実に進んでおり、中でも太陽光発電を中心に導入が拡大しております。

一方で、新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられない、また、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなど種々の問題が顕在化したことから、2016 年 6 月に同法を改正し再生可能エネルギー発電事業計画を認定する新たな認定制度が創設されております。この認定制度では経済産業省が事業計画を認定し、保守点検及び維持管理並びに事業終了後の設備撤去及び処分等の適切な実施を求め、違反時には改善命令や認定の取消しを行うことが可能とされております。

本町に設置されている太陽光発電施設の運用実態でございますが、景観法に基づき北海道及び町へ届出されたもので平成 25 年度以降 18 施設あり、延べ設置面積が約 54 ヘクタール、パネル総数が約 17 万 4000 枚、合計出力が約 2 万 7000 キロワットとなっております。

御質問のありましたパネルの規格試験結果及びメンテナンス体制については、町への届出内容には含まれていないため把握出来ておりませんが、再エネ特措法が改正され、本年 4 月 1 日より一定の要件を満たす場合、新設及び既存の施設に関わらず事業者による説明会の実施が要件化されております。当該説明会に参加する周辺地域の住民の範囲について、関係自治体に対しまして事前相談を行うこととされており、説明地域の範囲について本町として意見を述べる事ができるものであります。

また、事業者による説明会の内容としては、基本的な計画概要に加え、自然環境や生活

環境面の影響及び予防措置の観点から、騒音、振動、水質、反射光、廃棄物の撤去など多岐にわたり地域へ説明することとなっており、事業譲渡、合併や会社分割等により事業者を変更する場合にも計画変更に該当し、再度説明会を実施する内容となっております。

長渕議員の御指摘のとおり、太陽光発電に係る機器の中には有害物質が含まれているものもあり、過去には太陽電池モジュールの飛散、架台の損壊、機器の焼損など、発電設備の安全を損なう事例が報告されていますので、太陽光発電事業者に適切な保守点検及び維持管理の遵守が求められているところでございます。

また、事業終了後に発電設備が適切に撤去処分されることは、再生可能エネルギーの長期安定的な発電・自立化を促すために重要であり、再エネ特措法では、計画的な廃棄物の費用を確保するため、事業者に対して廃棄物等費用の積立てを義務化するとともに、使用済太陽光発電設備の撤去・廃棄に関しても関係法令、廃棄物処理法、建築基準法、建設リサイクル法に基づき適切に処理することを求めています。

町としましても、再生可能エネルギーの導入の推進と太陽光発電施設の円滑な運用に向けて、関係行政庁と連携しながら対応を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【答弁：町長】

長渕議員御質問の２点目、太陽光発電が環境に与える影響につきまして御答弁申し上げます。

太陽光発電に限らず事業者等が何らかの開発を行う場合、各種法令に基づく基準やルールに則り手続が行われておりますが、太陽光発電施設の設置予定地に河川がある場合などにおいて事前協議を行った後に、正式に河川協議を行う流れとなっております。

また、雨水排水処理につきましても、森林伐採を伴う場合は河川に流入する雨水の量が増加し河川の流下能力を超過してしまう懸念がありますので、河川協議の中で流量計算により影響がないと示していただく必要があります。それが満たせない場合には必要に応じて小規模ラグーン、いわゆる調整池の設置が行われる場合もあると考えております。

雨水排水計画に不備や疑義が生じる、あるいは懸念される場合は、事業者等と改善や対策について協議を行う必要がありますが、法的に問題がない計画内容に対しまして、本町独自に調整池の設置を義務づけすることは難しいものと考えております。

また、河川の水質につきましては、太陽光発電に係る住民説明会において、国の環境基準の適合について説明を行うことが位置づけられておりますことから、事業者側として水質調査が行われるものと認識しておりますが、住民不安の解消の観点からも、必要に応じ

て本町として水質調査の実施を求めるといった要請を検討してまいりたいと考えております。

現在、太陽光発電設備の計画認定など、経済産業省・資源エネルギー庁が所管しており、事業者は各種法令に基づき国や電力会社などと手続を進めることとなりますが、本町が事業者と協議する場面においては、住民不安の解消、景観や環境への配慮、有事の際の対応など、十分留意するよう協議してまいります。

議員御指摘の町民の安全で安心な生活環境を守ること、有事の際の太陽光発電施設への不安解消、また、景観や自然の保全は非常に重要な視点であると考えております。今後も景観法に基づく景観行政団体として、本町の景観と自然環境を守りながら業者等による太陽光発電の土地利用開発、いわゆる保全と開発のバランスを念頭に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：長渕 豊 議員】

再質問させていただきます。4番、長渕豊です。

町長がこれから水質調査の実施を求めるといったことも検討していくというすばらしい答弁をいただきました。今まさに本町でも協議している案件がございます。その中で河川協議は今までに行った事例、実績があるかということをお聞きしたいのと、それらについて我々も、これからの地域住民説明会において質問する内容の材料としていきたいというように思いますので、事例がありましたら教えていただきたいと思います。

【答弁：建設水道部長】

建設水道部長の中野でございます。ただいまの長渕議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず実績があるかどうかということでございますけれども、設置を予定している場所の中に河川が入っている状況の場合につきましては、事前に河川協議を必ず行っておりますので実績はございます。

それから、いろいろと町民の方も御心配になられていることと思いますので、前段で、入りの段階で、必ずそういった協議が行われておりますので、そういった情報も開示できる部分と出来ない部分とございますが、何かございましたら担当の窓口の方に御相談いただければと思いますので、御理解賜りたいと思います。以上です。